

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

- 1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。
- 2 県職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、県内民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員の給与が民間の給与を1人あたり0.26%(933円)下回っていたことから、初任給及び若年層に重点を置いて、給料表の引上げ改定を行うこととしました。
特別給（ボーナス）についても、県職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから引上げを行い、年間4.40月分としました。月例給及び特別給の引上げは、3年ぶりとなります。
- 3 本年の人事院勧告においては、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度についても、諸課題に対応できるようにアップデートを図る必要があるとし、今後の具体的な措置についての方向性が示されました。これは、地方公務員の給与制度にも大きな影響があることから、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する検討について十分注視する必要がある旨報告しております。
- 4 また、有為で多様な人材の確保、女性職員の採用・登用の拡大、時代に応じた職員の養成はもとより、長時間勤務の改善や柔軟で多様な働き方の実現、仕事と生活の両立支援の推進、心身の健康づくりの充実などについて、県において今後とも努力することが必要であるとともに、本委員会としても必要な対応を進めていく旨報告しております。
- 5 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。県職員においては、民間企業では厳しい経済環境のもと、様々な経営努力が懸命に行われていることを十分認識し、引き続き、全体の奉仕者として厳正な規律と高い倫理観・コンプライアンスを保持しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。
県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解をいただき、速やかに本勧告を実施されるよう要請いたします。
また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和4年10月11日

富山県人事委員会委員長 久保 精一郎